

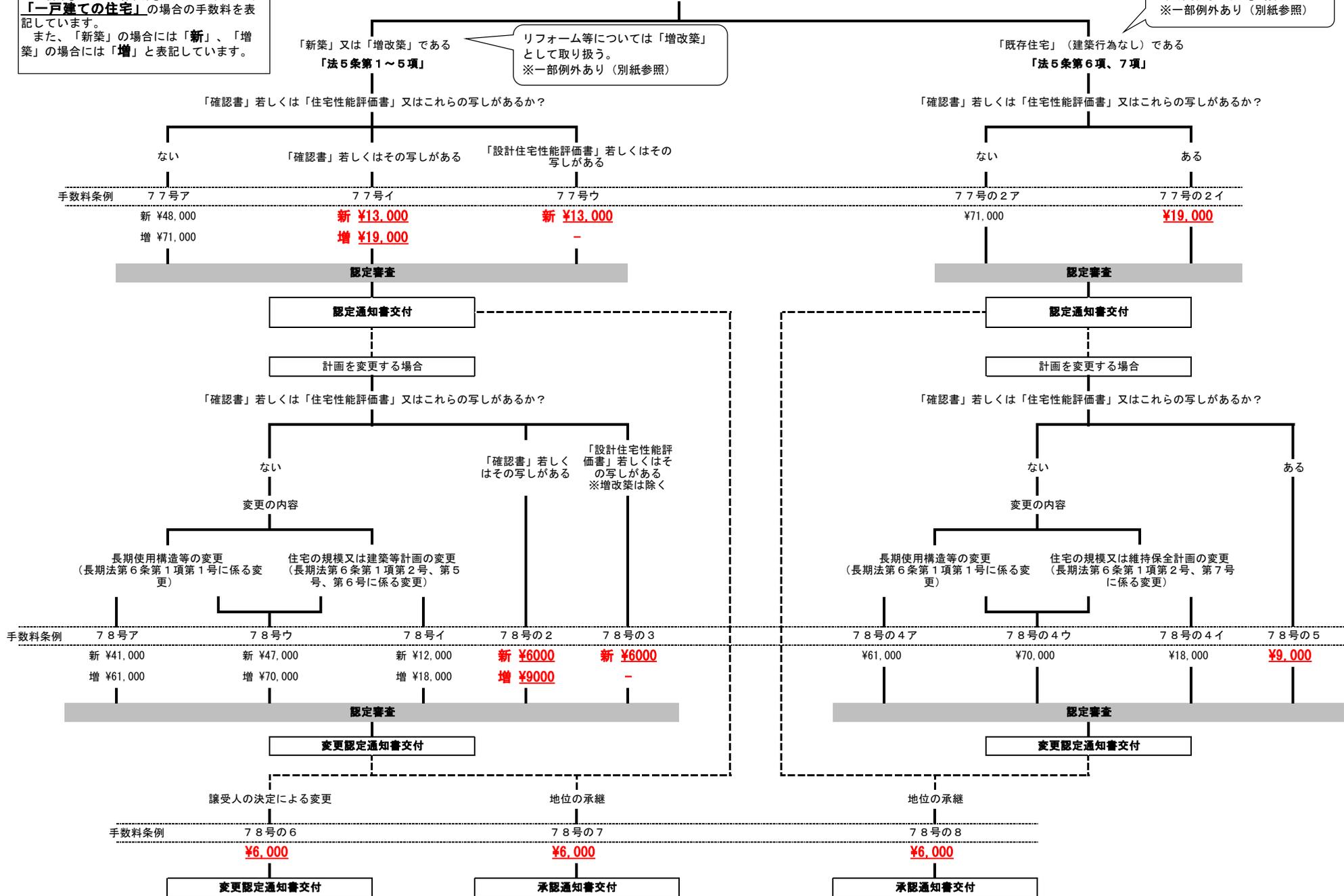
○長期優良住宅の認定フロー図

令和4年10月1日以降

※「新築」又は「増改築」のフロー図には、「**一戸建ての住宅**」の場合の手数料を表記しています。
また、「新築」の場合には「**新**」、「増改築」の場合には「**増**」と表記しています。

長期優良住宅の認定申請を行う建物が「新築・増改築」or「既存住宅」か？

「建築行為がない」場合のみ ※一部例外あり（別紙参照）



長期優良住宅 「増改築」と「既存」の認定対象

① 増改築の認定対象

- ・ 外壁を通気層を設けた構造とする工事
- ・ 雨樋の設置工事（**木造のみ**）
- ・ 筋交又は面材を設置し耐力壁とする工事
- ・ 屋根改修により、耐震性を向上する工事
- ・ 耐震改修工事
- ・ 断熱材をグレードアップする工事
- ・ 複層ガラス、内窓の設置などを行い開口部の断熱性能を向上する工事
- ・ 一次エネルギー消費量[※]を低減する設備の設置
（空気調和設備、照明設備、給湯設備、太陽光発電設備等）
- ・ 内面が清掃に支障を及ぼさないように平滑であり、たわみ、変形が生じないように専用配管を交換する工事
- ・ コンクリートに埋まっている給排水管を点検等が行いやすい位置に移設する工事
- ・ 配管に掃除口を設ける工事
- ・ 手すりの設置工事（**共用住宅等の共用部分のみ**）
- ・ 昇降機の新設、改修工事（**共同住宅等の共用部分のみ**）

② 既存の認定対象

- ・ 劣化した部材の補修
- ・ 故障した設備機器の補修
- ・ 室内建具の設置・交換
- ・ **間取りの変更**（一次エネルギー消費量等級を評価する場合において、評価に考慮できる場合は「増改築」に該当する）
- ・ 屋根、外壁への遮熱塗料塗布
- ・ 専用部のバリアフリー改修（段差解消、廊下拡幅、手すり設置等）
- ・ 屋根、外壁の塗装・防水工事